

生活、仕事、お金のこと、ひとりで悩まず、相談してみませんか

●生活のこと

▷どこに相談したらよいかわからない。頼れる人もいない。
▷引きこもりやニートで悩んでいる。

●仕事のこと

▷仕事はしたいけど、何から始めればよいかわからない。
▷失業してしまった。再就職が…、家賃が…。

●お金のこと

▷家計のやりくりが…。
▷公共料金の滞納や借金の返済が大変だ。

悩みが深刻化する前に…。

まずは、お電話を！

問い合わせ 生活福祉課生活自立支援担当（市役所1階17番窓口）☎23-5888（直通）
相談受付日時 月～金曜日（祝・休日を除く）午前9時～正午、午後1時～5時

課税・非課税証明書のコンビニ交付

利用者用電子証明書（4桁の暗証番号）が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方は、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機を利用して課税・非課税証明書を取得できます。
▽令和元年度課税・非課

税証明書：5月31日の午後11時まで発行
▽2年度課税・非課税証明書：6月1日の午前6時30分から発行
※市民税課（市役所1階）では、住民税が特別徴収（会社からの給与のみで、給与から住民税を納付）の方（被扶養

者を除く）に限り、5月1日から2年度課税・非課税証明書を発行できます。
※3月17日以降に確定申告書、市民税・都民税申告書を提出した方については、申告内容が反映されない場合があります。
問い合わせ 市民税課市民税係

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税等を納期限または納税相談上の納付約束手続きに納付・納入できない場合は、早めに収納課へご相談ください。

また、新型コロナウイルス感染症に納税者やその家族が患した場合の
ほか、新型コロナウイルス感染症に関連して、次のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、収納課へご相談（電話可）ください。
▽新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で、消毒作業が行われたことにより、

備品や棚卸資産を破棄した場合
▽納税者本人または生計を同じにする家族が病気にかった場合
▽納税者が営む事業について、やむを得ず休業をした場合
▽納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合
問い合わせ 収納課

新型コロナウイルス感染症の影響により貸付等申請をお考えの事業者の皆さんへ

※4月3日現在の内容です。
※最新情報は、各団体ホームページ等をご覧になるか、各団体へお問い合わせください。
問い合わせ 商工観光課商工労政係

◆セーフティネット保証（経営安定関連保証）

不況等の影響により経営の安定に支障を生じている中小企業者を支援するため、金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で、借入債務を保証する制度です。（保証料率は各保証協会および保証制度ごとに異なります。）

▷本社（個人事業主は主たる事業所）所在地の市町村等による認定が必要です。本店等（個人事業主は主たる事業所）所在地が青梅市内にある中小事業者は市商工観光課商工労政係へ申請してください。

▷金融機関または最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます。なお、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

▷次の4号・5号については、認定基準の緩和により、業歴3か月以上1年1か月未満の事業者、店舗や業容の拡大により単純な売上高等の比較では認定が困難な事業者も対象になりました。

★セーフティネット4号

信用保証協会により、一般保証とは別枠で借入債務の100%が保証されます。

要件 最近1か月間の売上高が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が、前年同期と比べて20%以上の減少が見込まれること

指定期間 令和2年6月1日まで

★セーフティネット5号

信用保証協会により、一般保証とは別枠で借入債務の80%が保証されます。

要件 特に重大な影響が生じている業種（指定）に属する事業を行っており、最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること

指定期間 令和2年6月30日

★危機関連保証

信用保証協会により、借入債務の100%が保証されます。

要件 全国・全業種の中小企業が利用可能です。新型コロナウイルス感染症に起因して、原則として最近1か月間の売上高等が、前年同月比の15%以上減少しており、その後2か月間を含む3か月間の売上

高等が、前年同期と比べて15%以上の減少が見込まれること

指定期間 令和3年1月30日まで

詳細 信用保証協会☎<https://www.cgc-tokyo.or.jp>

▷経済産業省☎<https://www.meti.go.jp/covid-19>

▷中小企業庁☎<https://www.chusho.meti.go.jp>

問い合わせ 東京信用保証協会立川支店☎042-525-6621

◆小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

申し込み・問い合わせ 青梅商工会議所☎<https://www.omecci.jp>、☎23-0111

◆雇用調整助成金の特例措置

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急対応期間（4月1日～6月30日）については、雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含めることができます。

助成率 中小企業…5分の4、大企業…3分の2

※解雇を伴わない場合は、中小企業…10分の9、大企業…4分の3

支給限度日数 1年100日に緊急対応期間を加算

詳細 厚生労働省（「雇用調整助成金」で検索）

問い合わせ ハローワーク青梅☎24-8609

◆商工中金による危機対応融資

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。

信用力や担保によらず一律金利とし、融資後3年間は▲0.9%の金利引下げを実施します。据置期間は最長5年となります。

問い合わせ 商工組合中央金庫相談窓口☎0120-542-711

◆日本政策金融公庫等による貸付制度

◇生活衛生改善貸付の金利引下げ

生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

特例措置として、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援

するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の金利から▲0.9%を引き下げます。また、措置期間は、運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長します。

◇衛生環境激変対策特別貸付

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係事業者の経営の安定を図るために設けられた、融資限度額が別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）を基準金利1.91%（振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員については▲0.9%の引き下げ）の日本政策金融公庫国民生活事業特別貸付制度です。

要件 新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店・喫茶店営業を営む方で、次のいずれにも該当する方

▷最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること

▷中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること

貸付期間 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）

◇新型コロナウイルス感染症特別貸付

業況が悪化した事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対し、融資枠別枠の制度を創設。

信用力や担保によらず一律金利とし、融資後3年間は▲0.9%の金利引き下げを実施します。据置期間は最長5年となります。

◇いずれも

詳細 日本政策金融公庫☎<https://www.jfc.go.jp>

問い合わせ 同金庫事業資金相談ダイヤル☎0120-154505（祝日を除く月～金曜日）、同金庫国民生活事業☎0120-112476（土・日曜日、祝日）、同金庫中小企業事業☎0120-327790

ご利用ください 相談ダイヤル

★金融機関との取り引きに関する相談等…金融庁☎0120-156811、☎03-5251-6813（月～金曜日の午前10時～午後5時）▽関東財務局☎048-615-1779（月～金曜日の午前9時～午後4時）※祝日、年末年始を除く
★最新の支援策やその他の相談等…青梅商工会議所中小企業相談所☎23-0113（月～金曜日の午前9時～午後5時）※祝日、年末年始を除く